

会津美里町認知症に優しい町支援団体登録事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症の本人及びその家族に対し、積極的に支援に取り組む企業・団体を登録し、公表すること（以下「認知症に優しい町支援団体登録事業」という。）により、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進することを目的とする。

(対象者)

第2条 認知症に優しい町支援団体登録事業の対象者は、会津美里町内にある企業・団体とする。

(登録の要件)

第3条 会津美里町認知症に優しい町支援団体（以下「支援団体」という。）として町に登録をする場合は、会津美里町認知症サポーター養成事業実施要綱（平成26年告示第67号）第2条に規定する認知症サポーター養成講座を受講した認知症サポーターが1人以上所属していなければならない。

(登録の申請等)

第4条 支援団体の登録を受けようとする者は、会津美里町認知症に優しい町支援団体登録申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。この場合において、当該登録を受けようとする者は、あらかじめ登録後に会津美里町ホームページ上に名称等の記載がされることについて、同意するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容について審査の上、適当であると認めるときは登録し、会津美里町認知症に優しい町支援団体登録決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする

3 町長は、前項の登録をしたときは、次の各号により交付等を行うものとする。

- (1) ステッカーの交付
- (2) 支援団体名簿の作成
- (3) 会津美里町ホームページ上への掲載

(登録後の遵守事項)

第5条 支援団体の登録を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付されたステッカーを町民の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 交付されたステッカーを第三者に貸与し、又は譲渡しないこと。

(登録内容の変更及び取消)

第6条 支援団体は、登録した内容に変更があったときは、会津美里町認知症に優しい町支援団体登録内容変更届（様式第3号）により、速やかに町長あて申し出なければならない。

2 町長は次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 支援団体から登録を辞退する旨の申出があったとき。
- (2) 支援団体として不適格と認められる事実があったとき。

3 前項による取消を受けた者は、ステッカーの掲示を中止しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

様式第 1 号(第4条関係)

年 月 日

会津美里町長

申請者氏名 _____

申請者住所 _____

団体名 _____

代表者 _____ 印

会津美里町認知症に優しい町支援団体登録申請書

会津美里町認知症に優しい町支援団体の登録を下記のとおり申請します。

記

対象	団体名 (支所名)			
	所在地	〒		
	電話番号		F A X 番号	
	認知症サポーター 養成講座受講者			
	HPアドレス (開設している場合)			
	団体 P R			

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

様

会津美里町長

会津美里町認知症に優しい町支援団体登録決定通知書

月 日付けで申請のあった会津美里町認知症に優しい町支援団体登録について、下記のとおり、登録することとしたので通知します。

記

団 体 名	
所 在 地	
備 考	

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

会津美里町長

申請者氏名 _____

申請者住所 _____

団体名 _____

代表者 _____ 印

会津美里町認知症に優しい町支援団体登録内容変更届

下記のとおり、登録内容の変更について届け出ます。

記

変更前内容	変更後内容